

京都府再生可能エネルギー導入条例検討会議(第1回会合)結果

- 1 日時 平成26年8月18日(月) 13:30~15:30
- 2 場所 ホテルルビノ京都堀川 平安の間
- 3 委員 植田委員(進行役)、緒方委員、関根委員、田浦委員、高木委員、古田委員、増田委員、三野委員
- 4 議題 (1)進行役の選任について
(2)京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)の制定について
- 5 議事要旨
 - (1)進行役に植田委員(京都大学大学院経済学研究科教授)を選任した。
 - (2)事務局から資料の説明がなされた後、条例の内容、構成について意見交換を行った。

<委員からの主な意見>

(1)目的・理念について

- 4月に閣議決定したエネルギー基本計画でも、再生可能エネルギーは日本全体で大量に導入すべきとなっているが、太陽光については市民参加で取り組むべき位置付け、バイオマスについては地域振興に関わる位置付けとなっている。再生可能エネルギーごとの位置付けがそれなりにあると思う。
- 再生可能エネルギーの導入は、単に導入するのではなく、社会のあり方を大きく変える側面がある。ビジョンを明確にする必要がある。
- 再生可能エネルギーは電力中心になりがちだが、熱も含めた再生可能エネルギーの利用促進に資する条例としてはどうか。
- 府民福祉の向上や地域経済の発展の観点から再生可能エネルギーが増えることにより、地域が豊かになることを明記してはどうか。

(2)定義・導入について

- これまで、エネルギーは供給されるものとの認識であったが、これからは、消費者自らがエネルギーを生み出すものへと変化する。prosumer(生産者 producerと消費者 consumerをあわせた造語)という言葉も生まれている。再生可能エネルギーを単に導入するのではなく、再生可能エネルギーから生み出されるメリットが自身に還元されるという形で導入を促進する必要がある。
- 再生可能エネルギーは設備能力ではなく、実際に使える量がどの程度あるのかが重要。太陽光発電や小水力発電の目標値について、設備能力(kW)だけでなく、発電効率を反映した実際の発電電力量(kWh)も示してはどうか。

(3) 基本方針について

- 電気料金が少々高くとも、富が地域に還元され、地域が潤い又は活性化するなどの仕組みを構築する必要がある。
- 化石燃料はいずれ枯渇するので、原子力発電だけでなく火力発電にも依存しない社会を構築することが必要であり、そのためには再生可能エネルギーしかない。
- 地域の資源を使うということは、まさに地方分権であると言える。分権の視点でこの問題に取り組むことを明記する必要はないか。
- 再生可能エネルギーの導入が進めば、賦課金が増加するため電気代が上がるのではないかと心配する府民が多いのでは。再生可能エネルギーの導入が進むと、私たちの生活が質的に豊かになることを述べてはどうか。
- 再生可能エネルギーの種類毎の導入規模が分かるような形とし、それを全面的に推進するような内容を記述してはどうか。

(4) 府・府民・事業者の役割

- 条例の中に程度の強制力を持たせ、自治体や企業、市民が再生可能エネルギーの普及を進めるため、分かりやすい目標を立ててはどうか。
- 京都府の役割は大変重要。京都府が主導的に自然エネルギーから電力を生み出すことを明確に打ち出してはどうか。
- 条例の中で、個人の生き方やライフスタイルを規定することはできない。
- 京都エコ・エネルギー戦略では、エネルギー自給・京都の達成を目標としているが、無理な目標設定ではないか。
- 木材利用促進法では木材の一定量の利用を義務化しているが、再生可能エネルギーの利用についても、環境を守るための義務として規定してはどうか。
- 森林環境税には反対する人も、おいしい水にはお金を出す。何かよい表現で誘導できないか。

(5) 基本となる施策

- 固定価格買取制度の認定状況と実際の稼働状況を確認する必要がある。
- エネルギーの最終消費形態を見ると、日本全体では熱利用が多い。電気が重要であることは変わらないが、再生可能エネルギーは熱を意識したものでなければならない。バイオマスの利活用を促す内容が必要ではないか。
- バイオマス発電については、熱利用との関連も重要である。太陽熱もあるため、kWだけの表示ではなく、熱量(ジュール)の表示が望ましい。
- 再生可能エネルギーは種類ごとに位置付けがあり、太陽光といっても、住宅用とメガソーラーでは位置付けが異なるので、分けて考えてはどうか。
- ICTは手段であるため、導入することが最終目的でない。ICTは気づかせる、ライフスタイルを変えていく役割を担えるのではないか。
- 再生可能エネルギーの普及拡大を継続的に続けるためには、財政的な問題も同時に考

えていく必要がある。

- 飯田市の条例には推進基金に関する記述があり、兵庫県では市民発電に対して無利子で貸し付ける仕組みがある。理念だけでなく、推進できるための仕組みが必要と思う。
- バイオマスについては、設置場所が非常に重要であり、需要と供給の関係を間違えると森林資源の枯渇など、大きな問題が生じる。
- 固定価格買取制度では、場所により日射量が異なることから、同じ設備でも発電量が大きく異なるにも関わらず売電価格は同じであり、不公平感がある。この不公平感を解消できるような施策の打ち出しができないか。
- LED照明や電気自動車の普及など、エネルギー革命が起ころうとしている中、今後、重点的に投資を行う分野について、京都府としての考え方を示してはどうか。
- 農村と都市部ではエネルギー政策が異なることに注意する必要がある。

(6) 関連産業の育成・研究開発

- 系統送電網に関わる問題は大きな課題。京都エコ・エネルギー戦略にも掲げているICTの活用を進めれば再生可能エネルギーの導入拡大に結び付くと思われる。
- 再生可能エネルギーは時間的、空間的に制約を受けることから、経済的に利用できるエネルギーとするためにも、ICTは大きな役割を担う。電力自由化の流れの中、再生可能エネルギーを取引対象の一つとして捉えるためにも、大いに活用すべき。
- 再生可能エネルギーだけで全てのエネルギーを賄うことはコスト面で難しい。地域循環型のビジネスを展開するには、再生可能エネルギーだけでなく周辺も含めて何らかの支援を行うことが必要ではないか。

(7) 普及啓発・環境学習

- きれいな天然水、汚染物質を除いた空気などには付加価値がついているが、再生可能エネルギー起源の電気には付加価値がついていない。ICTを活用し、再生可能エネルギーの価値を高める取り組みをしてはどうか。
- 京都は、疏水のような電気に関する歴史的資産を有する。電気の使い方などを軸にして、再生可能エネルギーに対する啓蒙活動を展開してはどうか。

(8) 推進体制・公表

- 京都府地球温暖化対策条例には推進体制が明記されている。この条例にも推進の体制あるいは仕組みが必要だと考える。実施状況について公表したものをどうするかが重要。公表したものを評価し改善する仕組みを入れてはどうか。

以上